

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

貯水槽水道の適切な管理と 定期的な自主検査を！

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。

設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。
詳しくは、水道課（☎47-8693）へ。

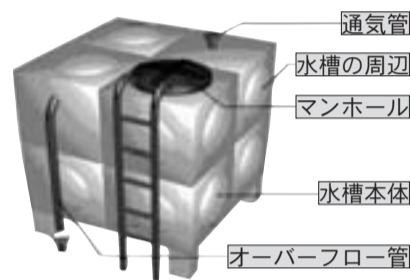
◆管理・自主検査のポイント◆

- ▷受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷水質状態（色、濁り、におい、味）は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- ▷水槽の周辺はきれいか
- ▷水槽に穴や亀裂などがいないか
- ▷水槽内にサビがないか
- ▷通気管やオーバーフロー管に

- 防虫網がついているか
- ▷マンホールにカギがついているか
- ▷マンホールが壊れていたり、ガタツキがあつたりしないか



水道に関するお知らせ

◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づいて、毎年8年の有効期間を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします（費用は不要）。

◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まり次第、早めに水道課（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。

また、使用開始・中止する3日前から1か月前までであれば、インターネットによる申し込みも可能です。市HPの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。



詳しくは、水道課（☎71-8848）へ。スマートフォン用 携帯電話用
申込専用ページ運営：大垣市水道料金等業務受託者 ヴェオリア・ジェネッツ㈱

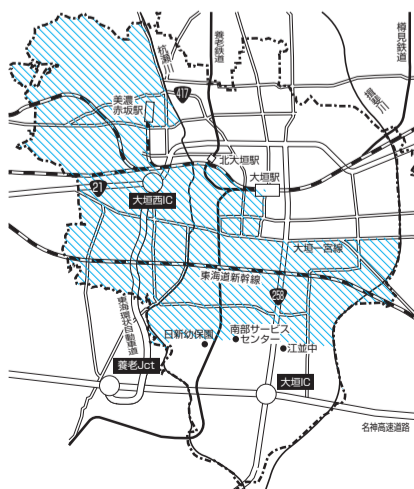
水道管漏水調査を行います

市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。

なお、家庭の水道メーターを確認させて頂く場合がございます。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶調査区域／右図のとおり
- ▶調査期間／6月上旬～10月下旬（夜間調査の場合もあり）
- ▶問合せ／水道課（☎47-8693）へ



ボランティア募集！ 学校支援にご協力を

市教育委員会は、学校のさまざまな活動を地域で支援していただく「学校支援ボランティア」を募集しています。

このボランティア活動は、地域の小・中学校を地域の人が応援する活動です。ボランティアにご協力いただける人には、学校の要望に応じて、都合の良い日時に行えることを行っていただきます。特別な資格は必要ありません。また、ボランティア保険の対象になります。

地域の宝である子どもたちにとってよりよい学習環境を整えるために、あなたの力をお貸しください。

申し込みなど詳しくは、社会教育スポーツ課（☎47-8039）へ。



▶▶▶ おもな活動 ◀◀◀

- 【環境整備】 清掃、除草、落ち葉拾い、樹木のせん定など
- 【安全見守り】 校外学習、学校行事の安全補助など
- 【学習支援】 書写授業や家庭科実習の補助、ふるさと大垣科体験学習の講師や支援など

市営住宅の入居者募集

〈〈定期募集〉〉

市は、次の市営住宅の入居者を募集します。なお、入居できるのは7月下旬の予定です。

- 申込／6月1～15日の平日に、岐阜県住宅供給公社で配布の申込書に必要書類を添えて、同公社（今宿6-52-18「ワークショップ24」6階）へ持参



団地名	構造・間取り	住宅設備		家賃 ※入居者の収入によって変動	戸数
		便所	浴槽		
鶴見団地	5階建の3階・3DK	水洗	有	16,900～33,200円	1戸
和合団地	3階建の2階・3DK	水洗	有	24,400～47,900円	1戸
和合団地	3階建の1階・2DK	水洗	有	19,000～37,400円	1戸
外洩団地	5階建の3階・3DK	水洗	有	13,400～26,400円	1戸
外洩団地	5階建の2階・3DK	水洗	有	18,200～35,800円	1戸

〈〈随時募集〉〉

次の市営住宅については、入居の申し込みが定数に達するまで、随時募集しています。

団地名	戸数
和合団地	3階建4戸、高齢者用1戸
江並団地	4階建4戸

問合せ／岐阜県住宅供給公社（☎47-8192）

注意

排水設備を清掃・修理!?

不審な業者にご注意を！

市から委託・派遣されているかのように装って、宅内マスの点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内一円を巡回することがあります。

市は、個人の宅地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。また、宅内マスにごみや汚れがなく水がスムーズに流れていれば、清掃や修理の必要はありません。

不審な業者には注意し、おかしいと思われる業者が訪れたら、下水道課（☎47-8714）へ。

